

島原地域広域市町村圏組合火災予防査察に関する規程

平成7年12月27日消本訓令第3号

改正 平成9年3月31日消本訓令第1号 平成15年11月7日消本訓令第3号
平成25年3月27日消本訓令第4号 平成28年3月29日消本訓令第2号
令和3年3月3日消本訓令第2号

目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 査察 (第3条―第15条)
- 第3章 資料提出及び報告徴収等 (第16条―第18条)
- 第4章 関係機関等への連絡 (第19条)
- 第5章 雑則 (第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5の規定に基づき立入検査（以下「査察」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 査察とは、消防対象物の火災を予防するため、法第4条又は第16条の5の規定に基づく立入検査等を行い、消防法令違反又は火災危険等の発見から違反の是正又は火災危険等の排除を促すまでの一連の作用をいう。
- (2) 政令対象物とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第6条に定める防火対象物をいう。
- (3) 危険物製造所等とは、法第10条に定める危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。
- (4) 少量危険物貯蔵取扱所とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）別表第3で定める数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (5) 指定可燃物貯蔵取扱所とは、危政令別表第4で定める数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
- (6) 査察対象物とは、管轄区域内の査察の対象となる消防対象物をいう。
- (7) 査察員とは、消防本部予防課（以下「課」という。）及び消防署（以下「署」という。）の消防職員で査察業務に従事する者をいう。
- (8) 重大違反對象物とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備

を設置しなければならないもののうち、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半以上にわたって未設置のもの又は機能に重大な支障があるもの（機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。）をいう。

第2章 査察

（査察対象物の区分）

第3条 査察対象物を用途、規模、出火危険、延焼拡大危険及び人命危険に応じ、政令対象物は別表第1に、危険物施設等は別表第2に掲げるとおり区分する。

（査察の計画）

第4条 予防課長（以下「課長」という。）及び消防署長（以下「署長」という。）は、管内状況に即応した査察計画を樹立するものとする。

- 2 課長及び署長は、毎年3月末までに、年度査察実施計画書（様式第1号及び様式第2号）により消防長に報告するものとする。
- 3 消防長は、特に必要がある場合は、その都度計画を樹立するものとする。

（査察上の心得）

第5条 査察にあたっては、法第4条又は第16条の5の規定によるほか、次の各号によるものとする。

- (1) 服装は、原則として島原地域広域市町村圏組合消防吏員服装規程（昭和47年島原地域広域市町村圏組合消防本部訓令第4号）に基づく服装とし、清潔で端正であること。
- (2) 言語、動作に特に留意し、関係者に不快な感じを与えないこと。
- (3) 関係者から証票提示の請求があるときは、島原地域広域市町村圏組合消防職員立入検査証規則（昭和47年島原地域広域市町村圏組合規則第10号）に規定する立入検査証を示すこと。
- (4) 関係者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、又はその他責任ある者の立会を求めて行うこと。
- (5) 正当な理由なく、立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者があった場合は査察要旨を説示し、なお応じないときは、その旨を課長及び署長に報告して指示を受けらること。
- (6) 関係者の民事的紛争に関与しないように注意すること。
- (7) 違反指摘事項等については、理由を説明し法的根拠を明らかにして懇切丁寧に指導すること。

（査察事項）

第6条 査察は、出火危険、延焼拡大危険及び火災による人命危険の排除を主眼として査察の種類及び消防対象物の状況に応じ、次の各号に掲げる位置、構造、設備、管理の状況等について行うものとする。

- (1) 政令対象物等

- ア 建築物及び工作物
 - イ 火気使用設備及び器具
 - ウ 電気設備及び器具
 - エ 消防用設備等
 - オ 少量危険物及び液化石油ガス等
 - カ 避難管理
 - キ 防災対象物品
 - ク 消防計画に関すること。
 - ケ 防火管理者及び防火責任者の指導
 - コ その他必要と認める事項
- (2) 危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所

- ア 位置、構造、設備
- イ 電気設備
- ウ 消火設備
- エ 警報設備
- オ 貯蔵及び取扱の基準
- カ 許可、認可、届出等
- キ 危険物保安監督者
- ク 自衛消防組織
- ケ その他必要と認める事項

(査察の執行)

第7条 課長及び署長は、この規程の定めるところにより、管轄区域内の査察を行わなければならない。

2 査察を執行する場合は、当該対象物と同一管理下にあり、火災予防上関係のある消防対象物についても行うものとする。

3 消防長は、特に必要があると認めるときは、課長及び署長に対し、査察の執行を指示し、査察を行うことができるものとする。

(査察の種類)

第8条 査察の種類は、次の各号のとおりとする。

(1) 定期査察 査察計画に基づき、課長及び署長が定期的に行う査察をいう。

(2) 特別査察 査察対象物について、消防長が特に必要と認める場合に行う査察をいう。

(査察の回数)

第9条 査察の実施回数は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第1種査察対象物の査察は、1年に1回以上実施するものとする。

(2) 第2種査察対象物の査察は、3年に1回以上実施するものとする。

(3) 第3種及び第4種査察対象物の査察は、用途、業態、規模、構造、管理の状況等により総合的に判断して、課長及び署長が定める。

(立入検査結果通知書の交付)

第10条 査察員は、査察を実施したときは、別に定める立入検査結果通知書（以下「通知書」という。）の取扱要領に基づき、関係者に対し、通知書を交付するものとする。ただし、第4種査察対象物については、必要と認める場合に通知書を交付するものとする。

2 消防長及び署長は、前項の査察結果により、関係者に対し、当該指示事項に関する改修計画書（[様式第3号](#)）の提出を求めることができるものとする。

3 前項の改修計画書の提出期限は14日以内とする。ただし、期限を延長する必要がある理由がある場合は、必要最低限の範囲で延長することができるものとする。

(指示書の交付)

第11条 消防長及び署長は、前条の通知書又は改修計画書によっては、その是正が期待できないときは、対象物の関係者に、指示書（[様式第4号](#)）を交付するものとする。

2 指示書を交付するときは、原則として当該関係者に直接交付し、受領書（[様式第4号の2](#)）に署名を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、配達証明又は内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

(指示事項の事後処理)

第12条 消防長及び署長は、第10条及び第11条の規定により処理した事案のうち、火災予防上又は人命安全上特に必要と認めるものについては、是正期間等を勘案して、査察員に追跡調査をさせ、その結果により必要な措置を講じるものとする。

(違反処理への移行)

第13条 消防長は、通知書及び指示書による指導で違反事項を是正しないとき又は改修計画書に基づき改修が行われていないときは、島原地域広域市町村圏組合火災予防に関する違反処理規程（平成15年島原地域広域市町村圏組合消防本部訓令第4号。以下「違反処理規程」という。）により処理するものとする。ただし、火災予防上又は人命安全上猶予できないと認めるときは、この限りでない。

(査察結果報告等)

第14条 査察員は、査察を行ったときは査察結果をその都度、通知書の取扱要領に基づき、報告をしなければならない。

2 署の査察員は、毎月の署（分署）の予防月報を次に掲げる書類を添付し、翌月5日までに署長に報告しなければならない。

(1) 防火対象物査察実施結果報告書（[様式第5号](#)）

(2) 消防法及び火災予防条例等の規定に基づく届出等集計表（[様式第5号の2](#)）

(3) 危険物施設等査察実施結果報告書（[様式第5号の3](#)）

3 課長は毎月の課の予防月報を、署長は毎月の署の予防月報を次に掲げる書類を添付し、

翌月10日までに、消防長に報告しなければならない。ただし、当該予防月報は、管内の予防月報として課長がとりまとめるものとする。

- (1) 防火対象物査察実施結果報告書 ([様式第6号](#))
- (2) 消防法及び火災予防条例等の規定に基づく届出等集計表 ([様式第6号の2](#))
- (3) 危険物施設等査察実施結果報告書 ([様式第6号の3](#))

4 課長及び署長は、火災予防上又は人命の安全上特異な事項を知り得たときは消防長に報告するものとする。

(査察業務の調整)

第15条 課長は、査察員に対し必要に応じ査察業務について指導調整することができるものとする。

- 2 署長は、署の査察員に対し必要に応じ査察業務について指導調整することができるものとする。
- 3 査察にあたっては、課員及び署員は互いに連絡を密にし、必要に応じて、相互に協力しなければならない。
- 4 署長は、査察のため特に必要があるときは、消防長に対して査察員の派遣を要請することができる。
- 5 消防長は、前項の要請があったとき又は必要があると認めるときは、署長の行う査察に協力させるため、査察員を派遣するものとする。

第3章 資料提出及び報告徴収等

(資料の提出及び報告徴収)

第16条 査察員は、法第4条及び法第16条の5の規定による資料の提出又は報告を求めるときは、関係者に対し口頭で行うものとする。

- 2 前項の規定による任意の提出が困難と認められる場合は、関係者に対し、資料提出命令書 ([様式第7号](#)又は[様式第7号の2](#)) 又は報告徴収書 ([様式第8号](#)又は[様式第8号の2](#)) を交付して行うものとする。

(資料及び報告の受領、保管等)

第17条 前条の資料の提出及び報告徴収は、資料・報告提出書 ([様式第9号](#)) により行うものとする。この場合、資料については、所有権放棄の有無を明らかにさせるものとする。

- 2 前項の資料が提出されたときは、提出者に受領書 ([様式第9号の2](#)) を交付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、提出資料保管書 ([様式第10号](#)) を交付するものとする。
- 3 前項の資料が保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を還付し、受領書 ([様式第10号の2](#)) を受取るものとする。

(記録)

第18条 査察員は、査察を行ったときはその都度、その結果を防火対象物台帳及び危険物施設台帳に記載し整理しておくものとする。

2 第16条及び第17条により、提出された資料及び報告は、これを記録簿等（様式第11号）に記録し、保管しておくものとする。

第4章 関係機関等への連絡

（関係行政機関との連携）

第19条 消防長及び署長は、査察に関し又は査察の結果、特に必要と認めるものについては、関係行政機関等との連絡を図るものとする。

2 消防長又は署長は、法第35条の13の規定に基づき査察執行上必要な情報について関係官公署へ照会又は協力を求める場合は、協力依頼書（様式第12号）により行うものとする。

第5章 雑則

第20条 この規程の施行について必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日消本訓令第1号抄）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月7日消本訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日消本訓令第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日消本訓令第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日消本訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第14条、様式第5号及び様式第6号の改正規定、様式第5号の次に2様式を加える改正規定並びに様式第6号の次に2様式を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	政令対象物
第1種 査察対象物	1 重大違反对象物 2 10年以上査察未実施の対象物 3 防火管理者未選任対象物 4 防火対象物点検又は防災管理点検結果が未報告の対象物 5 特定防火対象物のうち、150㎡以上で消防用設備等点検結果が未報告の対象物
第2種 査察対象物	1 特定防火対象物のうち、第1種査察対象物以外のもの。 2 非特定防火対象物のうち、消防用設備等点検結果が未報告で、第1種査察対象物以外のもの。
第3種 査察対象物	消防用設備等の設置を要する防火対象物で第1種及び第2種査察対象物以外のもの
第4種 査察対象物	第1種、第2種及び第3種査察対象物以外の防火対象物

別表第2

区 分	危険物施設等
第1種 査察対象物	1 3年以内に火災又は漏えい事故のあった製造所等及び当該製造所等と関係のある製造所等 2 3年以内に危険物取扱者免状返納命令に係る違反処理を行われた者と関係のある製造所等 3 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（自家用給油取扱所を除く） 4 前回査察において、違反指摘事項のあった製造所等
第2種 査察対象物	第1種査察対象物以外の製造所等
第3種 査察対象物	移動タンクを有する少量危険物貯蔵取扱所
第4種 査察対象物	第3種査察対象物以外の少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所

様式第1号

年度 査察実施計画書

(所属)

項 別	月 別		査察対象物件数	査察計画件数	計 画 (率)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
	イ	ロ																	
1	イ	劇場・映画館																	
	ロ	公会堂・集会場																	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ																	
	ロ	遊 技 場																	
	ハ	風俗営業等を営む店舗																	
3	イ	待合・料理店																	
	ロ	飲 食 店																	
4		百貨店・マーケット																	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所																	
	ロ	寄宿舎・共同住宅																	
6	イ	1	病院・診療所・助産所																
		2																	
		3																	
		4																	
	ロ	1	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 障害者支援施設等																
		2																	
		3																	
		4																	
		5																	
	ハ	1	老人デイサービスセンター 保育所・認定こども園 障害者支援施設等																
		2																	
		3																	
		4																	
		5																	
	ニ	幼稚園・特別支援学校																	
7	小・中・高・大学校																		
8	図書館・博物館																		
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場																	
	ロ	上記以外の浴場																	
10	停車場・発着場																		
11	神社・寺院・教会																		
12	イ	工場・作業場																	
	ロ	映画・テレビスタジオ																	
13	イ	車庫・駐車場																	
	ロ	飛行機等格納庫																	
14	倉 庫																		
15	前各項に該当しない事業所																		
16	イ	複合用途対象物(特定)																	
	ロ	複合用途対象物(非特定)																	
17	文化保護法の重要文化財																		
18	延長50m以上のアーケード																		
小 計																			
150㎡未満(別紙)																			
防災対象物																			
一般家庭(一人暮らしの高齢者に限る)																			
合 計																			

年度 査察実施計画書 (150㎡未満)

(所属)

項 別	月 別	査察対象物件数	査察計画物件数	計 画 (率)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考		
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月					
1	イ	劇場・映画館																	
	ロ	公会堂・集会場																	
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ																	
	ロ	遊 技 場																	
	ハ	風俗営業等を営む店舗																	
	ニ	カラオケボックス等																	
3	イ	待 合 ・ 料 理 店																	
	ロ	飲 食 店																	
4		百貨店・マーケット																	
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所																	
	ロ	寄 宿 舎 ・ 共 同 住 宅																	
6	イ	1	病院・診療所・助産所																
		2																	
		3																	
		4																	
	ロ	1	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 障害者支援施設等																
		2																	
		3																	
		4																	
		5																	
	ハ	1	老人デイサービスセンター 保育所・認定こども園 障害者支援施設等																
		2																	
		3																	
		4																	
		5																	
	ニ	幼稚園・特別支援学校																	
7	小・中・高・大 学 校																		
8	図 書 館 ・ 博 物 館																		
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場																	
	ロ	上記以外の浴場																	
10	停 車 場 ・ 発 着 場																		
11	神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会																		
12	イ	工 場 ・ 作 業 場																	
	ロ	映画・テレビスタジオ																	
13	イ	車 庫 ・ 駐 車 場																	
	ロ	飛行機等格納庫																	
14	倉 庫																		
15	前各項に該当しない事業所																		
16	イ	複合用途対象物(特定)																	
	ロ	複合用途対象物(非特定)																	
17	文化保護法の重要文化財																		
18	延長50m以上のアーケード																		
合 計																			

様式第2号

年度査察実施計画書

(所属)

項別	月別	査察対象件数	査察計画件数	計画(率)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
					月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月			
危険物施設等	製造所																	
	屋内貯蔵所																	
	屋外貯蔵所																	
	屋外タンク貯蔵所																	
	屋内タンク貯蔵所																	
	地下タンク貯蔵所																	
	移動タンク貯蔵所																	
	簡易タンク貯蔵所																	
	給油取扱所																	
	販売取扱所																	
	一般取扱所																	
	少量危険物貯蔵取扱所																	
	指定可燃物貯蔵取扱所																	
	その他																	
合計																		

様式第3号

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長（消防署長） 様

届出者 住所
氏名

改修（設置）計画書

年 月 日立入検査で指摘を受けました事項については、次のとおり改修を計画します。

防火対象物 又は 危険物施設	所在地	
	名称	

指摘 番号	違反指摘事項又は設備名等	改修予定年月日及び措置内容	備 考

様

島原地域広域市町村圏組合
消防長（消防署長） ㊟

指示書

所在地
名称
用途
代表者氏名

あなたの する上記（消防対象物・危険物施設）について と認めるので、次の事項を速やかに履行され
るよう指示する。

指示事項

連絡先 島原地域広域市町村圏組合 消防本部（消防署）
所属 電話 ー

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
消防長（消防署長） 様

住所
氏名

受領書

年 月 日付け 島消 第 号の指示書は、確かに受領しました。

消防法及び火災予防条例等の規定に基づく届出等集計表(月)
(所属)

	条・項	種 別	今月(件)	累計(件)	備 考
消 防 法	8条2項	防火管理者(選・解)届出			
	則3条1項	消 防 計 画 書 届 出			
	8条の2の2	防火対象物点検結果報告書届出			
	9条の3 1項	圧縮アセチレン等設置届出			
	" 2項	圧縮アセチレン等廃止届出			
	" 1項	毒物・劇物等届出			
	" 2項	毒物・劇物等廃止届出			
		17条の3の3	点検結果報告書届出		
火 災 予 防 条 例	43条	防火対象物使用開始届出			
	44条 1号	熱風炉設置届出			
	" 2号	炉 設 置 届 出			
	" 3号	上記据付面積2㎡以上設置届出			
	" 3号の2	厨房設備設置届出			
	" 4号	温風暖房機設置届出			
	" 5号	ボイラー・給湯湯沸設備設置届出			
	" 6号	乾燥設備設置届出			
	" 7号	サウナ設備設置届出			
	" 7号の2	ヒートポンプ冷暖房機設置届出			
	" 8号	火花を生ずる設備届出			
	" 8号の2	放電加工機届出			
	" 9号	変電設備設置届出			
	" 10号	急速充電設備設置届出			
	" 11号	燃料電池発電設備設置届出			
	" 12号	内燃機関発電設備の届出			
	" 13号	蓄電池設備設置届出			
	" 14号	ネオン管設備設置届出			
	" 15号	水素ガス気球設置届出			
		45条 1号	火災と紛らわしい行為の届出		
	" 2号	煙火の打ち上げ届出			
	" 3号	催物開催届出			
	" 4号	水道断・減水届出			
	" 5号	道路工事届出			
	" 6号	露店等の開設届出			
	46条 1号	少量危険物等の貯蔵等届出			
	" 2号	少量危険物等の廃止届出			

火災予防指導状況		今 月	累 計	備 考
防 火 講 話	回 数			
	人 員			
消 防 訓 練	回 数			
	人 員			

危険物施設等査察実施結果報告書（ 月分）

（所属）

種別 項別	査察施設数	査察指摘施設数	査 察 指 摘 事 項 数											
			位置、構造、設備等の基準				貯蔵取扱の基準		危険物取扱者等		そ の 他			
			位置関係	構造関係	設備関係	消火警報関係	貯蔵関係	取扱関係	保安監督者等関係	講習関係	予防規程関係	定期点検関係	運搬関係	その他
製 造 所														
屋 内 貯 蔵 所														
屋 外 貯 蔵 所														
屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所														
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所														
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所														
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所														
簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所														
給 油 取 扱 所														
販 売 取 扱 所														
一 般 取 扱 所														
少 量 危 険 物 貯 蔵 取 扱 所														
指 定 可 燃 物 貯 蔵 取 扱 所														
そ の 他 の 施 設 等														
合 計														

防火対象物査察実施結果報告書(月分)

(管内)

項別	種別	査察対象物総数	当月査察済数	当年度査察済数累計	年間査察計画件数	予防課		島原消防署			南島原消防署				
						当月査察済数	査察済数累計	査察対象物数	当月査察済数	査察済数累計	年間査察計画件数	査察対象物数	当月査察済数	査察済数累計	年間査察計画件数
1	イ														
	ロ														
2	イ														
	ロ														
3	ハ														
	ニ														
4	イ														
5	イ														
	ロ														
6	イ	1													
		2													
		3													
		4													
		5													
	ロ	1													
		2													
		3													
		4													
		5													
	ハ	1													
		2													
		3													
		4													
		5													
ニ															
7															
8															
9	イ														
	ロ														
10															
11															
12	イ														
	ロ														
13	イ														
	ロ														
14															
15															
16	イ														
	ロ														
17															
18															
小計															
150㎡未満 (別紙)															
防火対象物 一般家庭															
合計															

消防法及び火災予防条例等の規定に基づく届出等集計表(月)

(管内)

所 属 別		島原消防署	南島原消防署	合 計		
条 項	種 別	今 月 累 計	今 月 累 計	今 月 累 計	今 月 累 計	
消 防 法	8条2項	防火管理者(選・解)届出				
	則3条1項	消防計画書届出				
	8条の2の2	防火対象物点検結果報告				
	9条の3 1項	圧縮アセチレン等設置届出				
	" 2項	圧縮アセチレン等廃止届出				
	" 1項	毒物・劇物等届出				
	" 2項	毒物・劇物等廃止届出				
	17条の3の3	点検結果報告				
火 災 予 防 条 例	43条	防火対象物使用開始届出				
	44条 1号	熱風炉設置届出				
	" 2号	炉設置届出				
	" 3号	上記掘付面積2㎡以上設置届出				
	" 3号の2	厨房設備設置届出				
	" 4号	温風暖房機設置届出				
	" 5号	ボイラー・給湯湯沸設備設置届出				
	" 6号	乾燥設備設置届出				
	" 7号	サウナ設備設置届出				
	" 7号の2	ヒートポンプ冷暖房機設置届出				
	" 8号	火花を生ずる設備届出				
	" 8号の2	放電化工機届出				
	" 9号	変電設備設置届出				
	" 10号	急速充電設備設置届出				
	" 11号	燃料電池発電設備設置届出				
	" 12号	内燃機関を原動力とする発電設備届出				
	" 13号	蓄電池設備設置届出				
	" 14号	ネオン管設備設置届出				
	" 15号	水素ガス気球設置届出				
45条 1号	火災と紛らわしい行為の届出					
" 2号	煙火の打ち上げ届出					
" 3号	催物開催届出					
" 4号	水道断・減水届出					
" 5号	道路工事届出					
" 6号	露店等の開設届出					
46条 1号	少量危険物等の貯蔵等届出					
" 2号	少量危険物等の廃止届出					

火災予防指導状況		島原消防署	南島原消防署	合 計	
		今 月 累 計	今 月 累 計	今 月 累 計	今 月 累 計
防 火 講 話	回 数				
	人 員				
消 防 訓 練	回 数				
	人 員				

危険物施設等査察結果報告書(月)

(管内)

種別 区分	当月 査察 施設 数	査 察 数 累 計	予 防 課		島原消防署				南島原消防署									
					本署		北分署		本署		布津分署		有馬分署		口之津分署			
					当月 査察 施設 数	査 察 数 累 計												
製造所																		
屋内 貯蔵所																		
屋外 貯蔵所																		
屋内タンク 貯蔵所																		
屋外タンク 貯蔵所																		
地下タンク 貯蔵所																		
移動タンク 貯蔵所																		
簡易タンク 貯蔵所																		
給油 取扱所																		
販売 取扱所																		
一般 取扱所																		
少量危険物 貯蔵取扱所																		
指定可燃物 貯蔵取扱所																		
その他の 施設等																		
合 計																		

様

島原地域広域市町村圏組合
消防長 ⑨

資料提出命令書

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年 月 日までに、 を消防本部(消防署)に提出すること。

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

島原地域広域市町村圏組合
管理者 ㊟

資料提出命令書

火災予防のために必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年 月 日までに、 を消防本部(消防署)に提出すること。

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として（訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

島原地域広域市町村圏組合
消防長 ㊟

報告徴収書

所在地
名称
用途

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに、消防本部(消防署)に文書をもって報告するよう要求する。
なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰される
ことがある。

記

報告内容

連絡先 島原地域広域市町村圏組合 消防本部(消防署)
所属 電話 ー

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として(訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

島原地域広域市町村圏組合
管理者 ㊟

報告徴収書

危険物施設の表示

- 1 設置場所又は常置場所
- 2 設置許可年月日
- 3 区分
- 4 類・品名
- 5 数量・倍数

火災予防のために必要があるので、消防法第16条の5第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに、消防本部(消防署)に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

連絡先 島原地域広域市町村圏組合 消防本部(消防署)
所属 電話 ー

教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合管理者に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、島原地域広域市町村圏組合を被告として(訴訟において島原地域広域市町村圏組合を代表する者は、管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
様

提出者 住所
氏名

資料・報告提出書

年 月 日島消予第 号により（資料提出命令・報告徴収要求）された下記の（資料・報告）を提出します。

なお、提出した資料については、用済みの後（還付・処分）してください。

記

年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合
⑩

受領書

あなたから提出されました、下記の資料については確かに受け取りました。

記

島消予第 号
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合
⑩

提出資料保管書

年 月 日あなたから提出されました、下記資料については事務終了まで保管しますので本書を交付します。

記

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合
様

防火対象物名称

受領者 住所

氏名

保管資料受領書

年 月 日付の提出資料保管書（島消予第 号）の資料については還付を受け、確かに受領しました。

島消 第 号
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合
消防長（消防署長） ㊟

協力依頼書

消防法第 35 条の 13 の規定により、下記のとおり協力をお願いします。

記

- 1 依頼内容
- 2 依頼理由
- 3 その他
- 4 連絡先
所属
氏名
電話番号